PwCベトナムニュースブリーフ

事前確認制度（APA）枠組みの適用に関する通達95/2026/TT-BTC

2026年7月



ご一読ください

2026年7月1日、財政省は通達95/2026/TT-BTC（以下「通達95」）を公布し、ベトナムの租税条約、相互協議手続（MAP）および事前確認制度（APA）の適用に関する最新のガイダンスを示しました。通達95は2026年7月1日に発効しました。本通達は、租税条約の実施に関する通達205/2013/TT-BTCおよびAPAに関する通達45/2021/TT-BTCに代わるものです。
本通達の発効日前に提出されたものの、まだ合意に至っていないAPA申請についても、新税務管理法および通達95に基づいて処理されます。
本ニュースブリーフでは、通達95におけるAPA関連の主要な変更点および強化事項ならびに追加で検討が必要となる事項に焦点を当てて解説します。

主な変更点

通達95は、通達45/2021で定められたAPA制度の基本的な枠組みを概ね維持しています。維持された主な要素には、適格納税者および対象取引の範囲、国内APA・二国間APA・多国間APAの3つの形態、独立企業間原則、最長3年間のAPA有効期間、任意の事前相談手続およびAPA申請の言語要件が含まれます。
同時に、通達95では、以下のとおりAPA制度に関する多くの実務的な改善が導入されています。

通達95に基づく主な改善点

1. **APA権限の委任** – APAの管理は、財政省による中央集権的な承認モデルから、税務局主導のより分権化された枠組みに移行しました。これにより、APA審査の効率化および承認期間の短縮が期待されます。なお、一部のケースでは財政省との協議が引き続き行われます。

2. **国内APAの柔軟性向上** – 税務局は、国内APA申請を処理するために関連税務機関を指定することができます。国内APA申請を特定の税務機関へ直接割り当てることで、税務局はより効率的な行政運営の枠組みを構築しています。このような地域ベースの監督体制への移行により、複数段階の行政による承認手続が排除され、審査期間の大幅な短縮と行政手続の簡素化につながります。

3. **より長いAPA対象期間の申請が可能** – 納税者は、最長5連続課税年度を対象期間としてAPAを申請できるようになりました。ただし、締結されたAPAの有効期間は引き続き最長3年間です。この仕組みにより、長期間の交渉によってAPAの実際の有効期間が短くなることを防ぐことができます。理想的なケースでは、5年間の対象期間を申請することで、最初の2年間を交渉期間として確保し、その後、署名後に3年間の完全かつ継続的な税務上の確実性を享受することが可能となります。ただし、税務当局が当初の2年間以内にAPA申請の審査・合意を完了する保証はありません。

4. **電子的提出を標準的な提出方法として採用** – APA 申請書および根拠資料は電子的に提出する必要があり、提出プロセスを効率化し、管理上の負担を軽減します。紙での提出は、書類が大容量である場合や電子システムで対応できない場合など、限られた場合にのみ許可されます。

5. **翻訳負担の軽減** – 翻訳負担の軽減 – 根拠資料が大容量である場合、納税者は全文翻訳の代わりに要約および説明を提出することができます。これにより、翻訳準備に係る費用は大幅に削減されます。

6. **APAコンプライアンスの年次報告** – 納税者は、取引結果・財務情報・重要前提条件の遵守状況などを含むAPAコンプライアンスの年次報告を提出する必要があります。これにより、税務当局はAPAの実施状況をモニタリングすることができます。

7. **APA関連情報の機密保護 –** 納税者がAPAの目的に提供した情報は、税務当局がAPAの管理・モニタリングするためにのみ使用され、公開情報や独自に入手した情報である場合を除き、税務調査や税務査定の目的で直接利用することはできません。

今後の対応

通達95は、現行の事前価格決定合意（APA）の枠組みを概ね維持しているものの、納税者に影響を与える可能性のある手続き上の明確化や実務上の改善点がいくつか盛り込まれています。主な留意事項は以下のとおりです。

- **APAタイミングの管理** –納税者は最大5年間のAPAの適用を申請することができますが、締結されたAPAは最大3年間に限定されます。
- **APAコンプライアンスの年次報告の作成 –** APAの契約後も、 APAコンプライアンスの年次報告は、引き続き義務付けられています。通達95では、特定のレポートフォームは規定されませんが、納税者はAPAの条件および重要な前提条件へ遵守を証明できるために十分な文書を引き続き保持する必要があります。
- **保留中のAPA申請のレビュー** – 2026年7月1日より前に提出され、まだ合意に至っていないAPA申請は、通達95および2025税務管理法に基づいて処理されます。



お問い合わせ

本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。
個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス：



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス：



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 387 9788
takeda.yuto@pwc.com

www.pwc.com/vn

©2026 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.